

# 事業者報告書制度の変更について

## (令和8年度以降の特定食品制度及び2R制度の提出分)

### 1 変更の趣旨

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(以下「しまつのこころ条例」)において、目的や対象とする業種に応じて定めている3つの事業者報告書制度<sup>※1</sup>について、より効果的・効率的な運用や、事業者の皆様への提出作業の簡略化などが図れるよう、制度間での面積要件の整理や計画書等の様式の変更などを実施しました。

※1 特定食品関連事業者減量計画書制度(以下「特定食品制度」)、2R取組等事業者報告書制度(以下「2R制度」)、事業用大規模建築物減量計画書制度(以下「大規模制度」)

### 2 変更の概要

主な変更点は以下のとおりです。詳細は、2月に開催した説明会動画を御覧ください。<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000348948.html>



#### (1) 特定食品制度及び2R制度の面積要件の変更

特定食品制度及び2R制度の対象となる事業者の面積要件について、業種特性を踏まえて大きく2種類(A、B)に整理<sup>※2</sup>しました。

	面積要件	主な対象業種	報告書の提出単位
A	各事業所の延べ床面積が1,000㎡以上	ホテル・旅館等	<u>事業所</u> 単位で提出
B	複数店舗の延べ床面積の合計が3,000㎡以上	小売・飲食 チェーン等	<u>事業者</u> 単位で 提出 <sup>※3</sup>

※2 変更内容の詳細は別紙1のとおり(2R制度の大学については変更なし)

※3 小売・飲食業者がこれまで2R制度で提出していた個別店舗の報告書はR8以降不要

#### (2) 報告書の作成・提出に係る支援ツール

複数制度の対象となっている場合でも、一括で計画書等を作成・提出できる「提出用エクセルB」を新たに作成しました。

#### (3) 提出様式に係る主な変更点

##### ア 特定食品制度及び2R制度に係るもの

- 取組に関する実績及び計画の報告を、これまでの自由記述式から選択式に変更(報告いただく取組は「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」に示すもの)
- リサイクル可能なごみ(紙ごみや生ごみ)について、再生利用の方法の入力を追加

##### イ 2R制度のみに係るもの

- ごみ量の実績の報告を追加(令和8年度に限り報告は任意)
- 店頭回収量の報告を追加(小売業のみ)

#### (4) その他

様式等の変更に伴い、令和8年度に限り提出期限を8月31日に延長(令和9年度以降は例年どおり6月30日締切)

<参考>大規模制度の提出締切は「毎年5月31日」から「毎年6月30日」に変更

## 見直し前後の面積要件等について（特定食品制度及び2R制度）

### 1 特定食品制度

現行（～令和7年度）		見直し後（令和8年度～）	
業種	面積要件	面積要件	提出データ
食品小売業等 <sup>※1</sup>	店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の事業者	2以上の店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の事業者	提出用エクセルB
飲食店業			
旅館業・結婚式場業等 <sup>※2</sup>		1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所	提出用エクセルA

※1 食品製造業者・食品卸売業者を含む

※2 沿海旅客海運業、内陸水運業を含む

### 2 2R制度

現行（～令和7年度）		見直し後（令和8年度～）	
業種	面積要件	面積要件	提出データ
物品小売業	1の店舗等の延べ床面積の合計が500㎡以上の事業者 又は 店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の事業者	2以上の店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の事業者	提出用エクセルB
飲食店業			
旅館業	1の店舗等の延べ床面積の合計が1,000㎡以上の事業者 又は 店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の事業者	1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所	提出用エクセルA
大学	全ての大学	全ての大学	提出用エクセルA

#### 【面積要件設定に係る基本的な考え方】

旅館業・結婚式場業など、施設ごとに管理実態が異なる事例が多いものは事業所単位で面積要件を設定し、物品小売業（食品小売業含む）や飲食店業チェーンなど、複数事業所で画一的な事業を行う事例が多いものは、事業者（複数事業所）単位で面積要件を設定

#### （参考）大規模制度

面積要件の変更なし（事業の用に供する部分の延べ床面積が1棟で1,000㎡以上の事業所）  
提出データ：提出用エクセルA